

保護者が記入してください

インフルエンザ罹患後の再登園の際に提出してください。

インフルエンザ用 登園届 (保護者記入)

認定こども園二俣川幼稚園 園長 宛

もりのこ園児氏名 _____ は、

インフルエンザ罹患後、出席停止期間を経過し、かつ、症状が回復し集団生活に支障がない状態になりましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園します。

診断名：インフルエンザ (_____) 型
受診した医療機関名： _____
受診日 (診断された日) : _____ 年 _____ 月 _____ 日
発症日 (症状が始まった日) : _____ 年 _____ 月 _____ 日
解熱日 (熱が平熱まで下がった日) : _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印 又はサイン _____

学校保健安全法第19条および保育園における感染症ガイドラインにより、インフルエンザ出席停止期間の基準は『**発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日(幼児の場合)を経過するまで**』と定められています。(発症日は、38度超の発熱などインフルエンザの症状が出た日をさし、その日を0日目として数えます。)

園生活は乳幼児の集団生活の場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、出席停止期間を守り、子どもの症状が治まり体力が十分に回復してから登園させてください。なお、出席停止期間は、欠席日数に入りません。

* 日数の把握のために以下の表をお使いください*
(再登園には以下の条件が2つとも満たされていることが必要です)

発症後5日を経過していること

発症後0日目 (発熱した日)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登園可能
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

解熱後3日(幼児の場合)が経過していること

解熱した日	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

インフルエンザの場合は、この用紙ではなく
「インフルエンザ用 登園届」に保護者が記入してください

保護者が記入してください

病状回復後の登園の際に、下記の登園届（太枠内）の提出をお願いいたします。

登 園 届 （保護者記入）	
認定こども園二俣川幼稚園 園長 宛	
もりのこ園児氏名 _____ は	
病名「 _____ 」と診断されました。	
医療機関において『病状が回復し集団生活に支障がない状態』と判断されましたので 登園します。	
受診した医療機関名： _____	
受診日（登園可能との診断を受けた日）： _____ 年 _____ 月 _____ 日	
保護者氏名 _____	印 又はサイン _____

保育園は、乳幼児の集団生活の場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐため、園児がよくかかる以下の感染症については、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。

感染力のある期間に配慮し、登園のめやすを参考としたうえで、子どもの症状が治まり体力が十分に回復してから登園させてください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

インフルエンザの場合は、この用紙ではなく「インフルエンザ用 登園届」に保護者が記入してください

インフルエンザの場合は、この用紙ではなく
「インフルエンザ用 登園届」に保護者が記入してください

医師記入用

※主治医様 下記太枠内をご記入願います。

登園許可証明書 (医師記入)	
認定こども園二俣川幼稚園 園長 宛	
もりのこ園児氏名 _____ は、	
病名 「 _____ 」 の症状から回復し、 集団生活に支障がない状態になったので _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と 判断します。	
出席を停止していた期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
医療機関名 _____	
医師名 _____ 印 又はサイン _____	

園生活は乳幼児の集団生活の場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、以下の感染症について、登園許可証明書の提出をお願いします。
感染力のある期間に配慮し、子どもの症状が治まり体力が十分に回復してから登園させてください。
なお、出席停止期間は、欠席日数に入りません。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

インフルエンザの場合は、この用紙ではなく「インフルエンザ用 登園届」に保護者が記入してください